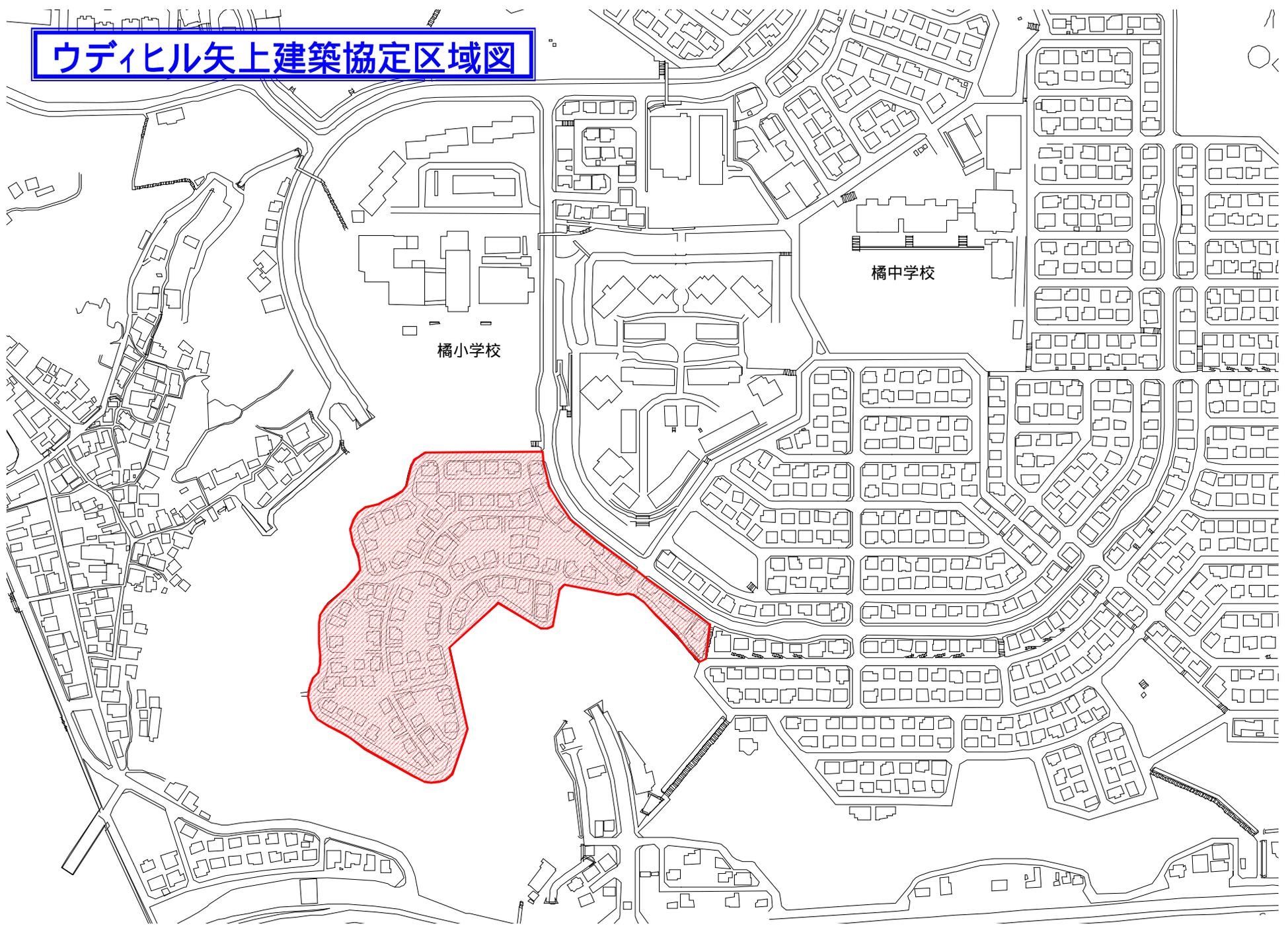


ウディヒル矢上建築協定区域図



橋小学校

橋中学校

ウッディヒル矢上建築協定の概要

認 可 番 号	建指協第1号
認 可 年 月 日	平成5年4月28日
公 告 番 号	長崎市公告第34号
公 告 年 月 日	平成5年4月28日
受 付 番 号	
協 定 の 名 称	ウッディヒル矢上建築協定
建築協定の区域	長崎市かき道5丁目1番地他8筆
協 定 事 項	建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準
区 域 の 面 積	約33,000㎡
有 効 期 間	10年(自動更新)
違反があった場合の措置	違反者に対し、違反行為の停止を請求し、当該行為を是正するための必要措置を講じる。

ウッディヒル矢上建築協定【抜粋】

(建築物等の基準)

第6条 前条の定める区域内のうち、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 敷地の地盤高は造成工事の完了時における地盤高より高くしてはならない。
 - (2) 建築物の軒の高さは7メートルをそれぞれ越えないものとし、かつ階数は2以下とする。
 - (3) 敷地内における電気、電話、CATVの各配線は地下埋設とする。
 - (4) 外周道路、歩行者専用道路に面して建物玄関、駐車場出入口を設けてはならない。ただし、歩行者専用道路に面して設ける集会所への人の出入りのための出入口についてはこの限りでない。
 - (5) バイク、自転車置場等は、専用敷地内で確保するものとする。
 - (6) コモンスペースに面して設ける建物玄関の出入口部分と自動車車庫の出入口部分に設置する門及び門の附帯物は、道路境界から0.5メートル以上後退させなければならない。
 - (7) テレビ、FM及びアマチュア無線等のアンテナを屋外に設置してはならないものとする。
 - (8) 屋根に太陽熱温水器を設置してはならないものとする。
 - (9) 石積法面上にスラブ、バルコニー、出窓等の持ち出し等の植栽以外の使用を全て禁止する。
 - (10) 広告物、自動販売機、その他これに類するものの設置はできないものとする。
- 2 建築物の増改築を行う場合は第1項の規定に適合し、かつ第10条に定める委員会の承認を得たうえ、建築行為手続きを行うものとする。
- 3 共有地については、次の行為をしてはならない。
- (1) 建築物の建築及び工作物の築造をすること。
 - (2) 区画及び形質を変更すること。